

旧東ドイツの文化館に関する基本法規

文化館の課題ならびに活動様式に関する規則

(Anordnung über die Aufgaben und die Arbeitsweise der Kulturhäuser GBl. Nr. 32 S. 350))

1977年10月20日

国家計画委員会代表、財務大臣、農林食糧大臣との意見調整に基づき、さらに、自由ドイツ労働同盟会長、ドイツ民主共和国国民戦線国家評議会、自由ドイツ青年中央評議会、独ソ友好協会総代表、ドイツ民主共和国文化同盟最高評議会、人民連帯中央委員会との合意に基づき、以下の規則を公布する。

第一条 適用領域

(1) 本規則中の諸規定が該当するのは、公立文化館、郡文化館、青年クラブ館、独ソ友好会館、ドイツ民主主義共和国文化同盟のクラブ、人民連帯のクラブ（以下、文化館と称す）である。これらはその趣旨に基づき、文化殿堂、都市会館、文化会館、教育会館として利用されている。

(2) 企業内に設置されており、労働組合が運営する文化館の地位および課題については、1977年6月16日のドイツ民主主義共和国労働法典第226条（GBl. I Nr.18 S.185）ならびに自由ドイツ労働連合の諸決定の定めによる。

第二条 文化館の法的形態

(1) 文化館の事業は、労働者階級の党の諸決定、法律および他の法的規定、ならびに所管の地域人民代表会議とその評議会の諸決定に基づいて遂行される。

(2) 文化館は法人とする。これらは「～文化館／青年クラブ館／郡文化館」（～は館名、所在地名あるいは設置者名）と標記される。

(3) 社会諸組織の設置による文化館の法的・組織的形態に関しては変更しない。このような文化館は「文化館」という名称に、その法的設置者すなわち社会諸組織が定める標記を付加する。

(4) 公立文化館はその所在地を管轄する市の評議会ないしは町村の評議会、および郡の評議会ないしは市内行政区の評議会に属する。

第三条 文化館の課題と活動様式

(1) 文化館は全ての市民に開かれた文化施設である。文化館は、労働者階級の世界観に基づく政治的・イデオロギー的教育と市民教育の場であり、出会いと意見交換の場、社交と娯楽の場、市民の文化・芸術的、科学・技術的、スポーツ・観光的な活動の場である。

(2) 文化館の活動が目指すのは、社会主義的な人格性と生活様式の促進である。文化館

はこの課題を、市民の興味深くかつ多様な精神的・文化的生活を共同形成することを通じて、社会的諸関係ならびに人間の身体的・精神的能力の全面発展を可能にするための不断に向上する条件を創造することを目指して、実現する。文化館は、自己の生活を内容豊かで文化に溢れたものに作り上げようとする勤労者の努力を支援する。文化館は新しく、高度で継続的な文化欲求の発展を促進する。

(3) 文化館の業務は市民の文化欲求と要求を満たすことである。文化館は、労働集団が自らの文化・教育計画によって確定された課題を文化館の援助を得てさらに自力で実現していくための前提を可能な限り創出する。文化館の事業の重点は労働者階級の文化的創造物の発展であり、それをとりわけ「社会主義的に働き、学び、生活する」運動の促進、文化・教育計画による事業の促進、社会主義的労働学校の促進、社会主義的労働文化の促進、経済的宣伝の促進、最善の労働経験拡大の促進、最新の成果の促進を通じて、さらに企業祝祭典の共同形成を通じて行う。その際、交代性勤務労働者の特別な労働条件、生活条件を考慮する。

(4) 文化館はその課題を、市民、とりわけ労働者階級と青少年の発展し、分化しつつある文化的欲求に対応し、かつ社会主義的文化生活の広範さと多様さを反映する豊富な文化事業提供によって実現する。

(5) 文化館は、市民に対して、文化溢れる社会的あるいは個人的余暇形成のためのさらなる行動領域を開拓する。文化館は市民と芸術・文芸との出会いの多様な可能性を創造する。

(6) 文化館はクラブ生活の形態と方法を発展させることを重視する。クラブ生活においては知識伝授、情報、芸術享受、社交、レクリエーションが結びついている。

(7) 文化館は特に文化・芸術分野での才能の発見と促進に寄与する。文化館は市民の多様な関心や性向に対応して形成された芸術人民創造団、組織的同好会、労作集団、サークル、交友会の拠点である。文化館は「余暇、芸術、生活の歓喜」運動を促進する。

(8) すべての文化館に青年クラブを設置し、青少年の精神的・文化的センターへと発展させるものとする。

(9) 文化館は——その経験と能力に対応して——、作業班、労働集団、ボランティア的に運営されているクラブ、民主ドイツ国民戦線の居住区委員会、住宅共同体、社会的諸組織のグループの精神的・文化的生活、家族の文化溢れた生活さらには市民の文化的・芸術的活動を励起する。

第四条 さまざまな法的設置者による文化館の特別な課題

(1) 青年クラブ館は、青少年の余暇センターとして、自由ドイツ青年連盟の指導部と緊密に連携し、特に、若い世代の共産主義的教育ならびに発展した社会主義共同体に相応しい生活様式の形成に貢献する。その際に核心となるのは、芸術との恒常的接触と高水準に形成された余暇に対する持続的な要求により、青少年の創造者性、多面的な能力と才能を

さらに現出させること、社交と娯楽を発展させることである。

(2) 独ソ友好会館は、独ソ友好協会の政治的・文化的活動の拠点として、特に、ソ連人民との友好・協働の深化ならびにソ連邦に関する知識の伝達に寄与する。独ソ友好会館はその催し物を通じて共産主義建設におけるソ連邦の達成と経験を宣伝し、ソ連邦の芸術と文学の偉大な資産を保存し、わが市民とソ連の友人との友好的出会いの場となる。

(3) ドイツ民主共和国文化同盟のクラブは、すべての市民に対して現代の精神的問題に関する創造的な思想交流の可能性を供する。クラブの活動はとりわけ知識階層の全グループに対してその精神的・文化的関心と要求を満足させることに重点を置くが、その際、知識人と労働者階級ならびに協同組合農民の代表との出会いと対話に特に留意する。クラブは、特に、知識人が、科学的認識や芸術的体験の伝達、公共的な芸術論議の発展、利益共同体、交友関係、専門グループにおける多面的な文化的実現の可能性の創造を通じて、自発的責任感をもって精神的・文化的生活の形成に協力参加できるように活動する。

(4) 人民連帯クラブの特段の課題は、高齢市民の地域社会における幸福な生活の形成に協力することである。そのために、クラブは高齢市民の社会参加、文化的・芸術的体験、文化的芸術的活動ならびに高齢市民の援助のための多様な可能性を創造する。

第五条 郡文化館

(1) 郡あるいは市内行政区の評議会は、その文化政策的活動実績、職員配置、施設・設備、立地から判断してどの公立文化館が郡文化館の機能を果たしうるかを、法的設置者との合意に基づいて確定する。この文化館には「郡文化館」という名称が付加される。郡文化館の法的設置者が市あるいは町村の評議会である場合に、この法的関係は変更されない。例外的に、市あるいは町村以外の法的設置者による文化館を郡文化館とすることができる。

(2) 郡文化館の課題は、その模範的な活動、とりわけ事業企画シリーズや反復可能な事業企画の開発を通じて、クラブ、文化館、人民集団、労働集団、作業班、社会的組織内のグループ、居住共同体、ドイツ民主主義共和国国民戦線の委員会における精神的・文化的生活を支援することである。この意味において、郡文化館は郡文化活動室に対して相談所としての役割を果たすものである。郡文化館はいかなる指導的課題も引き受けるものではない。

(3) 郡あるいは都市区域評議会の文化部局は、郡文化館との関係を、その法的設置者との協定に基づいて形成する。

(4) 郡あるいは都市区域の評議会は当該文化館の法的設置者と協力し、郡文化館としての特別な課題を実現するための物質的、財政的、人材的前提を、国民経済計画に対する国家的課題の枠内で創出する。

第六条 文化館とその所管地域

(1) 文化館はその所在地域における精神的・文化的生活のための施設である。文化館

の活動は、他の文化施設、教育施設、レクリエーション施設、企業、組織、ドイツ民主主義共和国国民戦線の委員会さらにその他の国家的、社会的な諸勢力や制度と歩調を合わせた社会主義的地域活動（Gemeinschaftsarbeit）を通じて完遂される。

（２）郡、市、都市区域、町村の評議会は、文化館の法的設置者との合意に基づき、所管する地域における精神的・文化的生活のための施設の総体のなかでの文化館の課題を確定する責任を負うものである。

（３）当該地域における各文化館の課題を確定するに際しては、一市民の文化要求、社会的要請、文化館の一般的課題から出発して一、とりわけ、当該地域の状態、活動範囲、利用者層、職員配置、職員の資格程度、ボランティア協力の程度、経済的・技術的条件、活動の伝統、他の施設の活動、当該地域における地域活動(Gemeinschaftsarbeit)の現状を考慮しなければならない。

（４）事業の調整と統合および社会主義的地域活動を通じて、所管領域における文化館の文化政策的な実行力ならびに事業負担能力を向上しなければならない。

（５）企業ないしは社会的組織の文化館の改修、新設はその法的設置者が関係する町村評議会、市評議会、市内行政区評議会、ないしは郡評議会と調整して行う。

第七条 運営

（１）文化館は、文化館館長によって、個別経営と個人責任の原則に基づき運営される。運営にあたって館長を支えるのが、専任、ボランティアの職員集団である。

（２）文化館館長の雇用契約は文化館を管掌する国家機関ないしは社会組織によって締結ないし廃棄される。郡文化館館長の雇用契約の締結・廃棄に際しては郡ないしは市内行政区評議会の同意が必要とされる。

（３）副館長、文化政策担当職員、芸術系職員その他職員の雇用契約の締結・廃棄は文化館館長が行う。

（４）文化館館長は、特に以下の事柄に責任を負う。

◎文化館の活動の内容と組織。とりわけ課題一覧、事業計画、財政計画の策定と実行。

青年クラブ館の課題計画は自由ドイツ青年の郡指導部の担当書記と調整して行う。

◎クラブならびに文化館の業績比較の指導。

◎クラブ生活の運営、計画、組織に際して、多数の問題に精通した市民や関心をもつ市民による社会的協力・参加を組織すること。

◎管掌分野の秩序と安全

◎文化館の状態ならびにその設備の維持

◎健康保護規定、労働保護規定、火災対策規定を遵守し、定期的に全職員に周知させること。

◎文化館施設、技術的装備、設備、装置、舞台装置、客席等に関して恒常的、体

系的、専門的に管理すること。欠陥を確認したら即座に解決すること。

(5) 文化館館長は文化館の法的設置者に対して報告説明義務を負う。郡文化館館長の場合は、さらに郡評議会ないしは市内行政区評議会に対しても報告説明義務を負う。

(6) 文化館館長は文化館の活動に関するクラブ日誌をつかさどる。

(7) 社会的組織の文化館の経営に関しては、以上のほかに、該当組織中央指導部によって執行される規則が適用される。

第八条 職員の養成教育・研修教育

町村、市、市内行政区、郡の評議会あるいはそれ以外の文化館の法的設置者は、専任およびボランティアの職員の養成教育・研修教育に責任を負う。幹部需要計画、発展計画、勤務体制計画に基づき、評議会や法的設置者は、専任職員を直接教育ないしは通信教育へ派遣し、ボランティア職員をクラブ活動家のための教育プログラムないしは他の資格向上事業に派遣する。

第九条 社会的協力

(1) すべての文化館に、文化館館長によってクラブ委員会が設置される。委員会は、生産の専門家、社会主義作業班の構成員、研究者、教育者、文化創造者、芸術家および精神的・文化的な生活での熟達した組織家から選抜された人々により構成される。青年クラブ館のクラブ委員会は特に青年で構成されるものとする。

(2) クラブ委員会の構成員は文化館の法的設置者により任命される。社会的組織の文化館のクラブ委員会は選出された組織執行部に属する機関であり、この執行部によって信認される。

(3) クラブ委員会は以下の課題を担う。

◎住民全階層、とりわけ労働者と青少年の創造的協力の発展のために、文化館の文化的提供事業の内容的形成と実現に貢献する。

◎サークル、研究会、人民集団、クラブ、友人グループの活動の恒常的な完成を支援する。

◎自主的に事業を遂行、指導する。

◎文化館の課題計画、事業計画、財政計画の策定、実行に協力する。

(4) クラブ委員会は以下の権利を有する。

◎文化館館長にたいしてその事業報告を要求し、事業をさらに発展させるための提言を行う。

◎文化館の事業に関する報告ならびに提言を関係する上級指導部に行う。

(5) クラブ委員会は、その課題達成のために作業グループを設置することができる。

(6) 青年クラブ館および文化館で活動する青年クラブには、自由ドイツ青年の関連指導部との合意により、社会主義的青年同盟の影響を高めるため自由ドイツ青年活動団を

設置する。自由ドイツ青年活動団の事業は自由ドイツ青年中央評議会により作成された「自由ドイツ青年活動団の課題と活動方式に関する原則」に従って行われる。

第一〇条 法的関係における代表権

(1) 文化館館長は法的関係において文化館を代表する。社会的組織によって設置された文化館の場合は、法的関係における代表権は法的設置者すなわち社会的組織による全権委任により生じる。

(2) 館長不在の場合は副館長が文化館を代表する。

第一一条 計画、予算、決算

(1) 公立文化館の計画、予算、決算は 1972 年 7 月の公立文化館の計画、予算、決算に関する規則 (GBI. II Nr.43 S.494) に従って行われる

(2) 社会的組織が設置する文化館の計画、予算、決算はそれに適用される法規、すなわち社会的組織の中央指導部によって策定された原則に従って行われる。

第一二条 最終規定

(1) この規則は告示とともに効力を発する。

(2) 同時に、1965 年 3 月 31 日の「郡文化館、都市および農村地域の文化館の課題と活動方式に関する規則」(GBI. II Nr.47 S.323) および 1971 年 4 月 2 日の「郡文化館、都市および農村地域の文化館の課題と活動方式に関する第二規則」(GBI. II Nr.40 S.315) は失効する。

1977 年 10 月 20 日 ベルリン

文化大臣 ホフマン

出典 : Gesetzblatt der Deutschen Demokratischen Republik Teil I 1977 Nr. 32, S.350-353

(谷 和明試訳 2014 年 1 月 12 日改訂版)